

第22号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

第1条 貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表医学生地域医療奨学金の項中「期間。次号において同じ。）」の次に「（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務（医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修（以下「臨床研修」という。）以外の研修を受けることを目的とするものを除く。以下この項において同じ。）に従事することができなかつた期間を除く。次号において同じ。）」を加え、「（医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修（以下「臨床研修」という。）以外の研修を受けることを目的とするものを除く。以下この項において同じ。）」を削り、同表緊急医師確保対策枠奨学金の項中「12年」の次に「（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務（臨床研修以外の研修を受けることを目的とするものを除く。以下この号において同じ。）に従事することができなかつた期間を除く。）」を加え、「（臨床研修以外の研修を受けることを目的とするものを除く。）」を削る。

第2条 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表島根県獣医師修学資金の項免除の条件の欄第1号中「従事したとき」の次に「（貸し付けた資金の月額が12万円以下である場合に限る。）」を加え、同欄中第3号を第4号とし、同欄第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同欄第3号とし、同欄第1号の次に次の1号を加える。

2 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から2年を経過する日の翌日までの間に、県の職員として獣医師の業務に就き、かつ、引き続いて貸与期間の3分の5に相当する期間その業務に従事したとき（貸し付けた資金の月額が12万円を超える場合に限る。）。

第2条の表医学生地域医療奨学金の項を次のように改める。

<p>医学生地域医療奨学金</p>	<p>県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、次に掲げる者で、将来県内の医療機関のうち知事が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金</p> <p>(1) 学校教育法による大学（自治医科大学を除く。以下この項において「大学」という。）の医学を履修する課程に在学する者（(2)に掲げる者を除く。）又は学校教育法による大学院（以下「大学院」という。）において医学に</p>	<p>1 大学の課程（鳥取大学医学部に在学する者のうち島根県卒として入学した者が在学するものを除く。）を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間（貸与期間が、1年未満の場合にあっては3年、1年以上2年未満の場合にあっては当該貸与期間に2年を加えた期間。次号及び第3号において同じ。）（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務（医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修（以下「臨床研修」という。）以外の研修を受けることを目的とするものを除く。以下この項において同じ。）に従事することができなかった期間（指定医療機関の長の</p>	<p>債務の全部</p>
-------------------	--	---	--------------

関する専門知識
を修得しようと
する者

(2) 鳥取大学医学
部に在学する者
のうち島根県卒
として入学した
者

指示により指定医療機関
以外の医療機関において
医師の業務に従事する期
間その他の指定医療機関
の長の指示により指定医
療機関又は指定医療機関
のうち知事が定めるもの
(以下「特定地域医療機
関」という。)において
医師の業務に従事するこ
とができない期間(以下
この号において「指定医
療機関以外従事等期間」
という。)がある場合で
あって、指定医療機関以
外従事等期間があること
についてやむを得ない事
由があると知事が認めた
ときにおける当該指定医
療機関以外従事等期間を
含む。)を除く。次号及
び第 3 号において同
じ。)を経過する日まで
の間に、指定医療機関に
おいて、臨床研修を受
け、かつ、その期間を含
めて貸与期間の 2 分の 3

に相当する期間医師の業務に従事（特定地域医療機関において貸与期間の3分の2に相当する期間以上医師の業務に従事した場合に限る。次号及び第3号において同じ。）したとき（貸与期間が1年未満の場合は、指定医療機関において1年6月以上医師の業務に従事（特定地域医療機関において8月以上医師の業務に従事した場合に限る。）したときに限る。次号及び第3号において同じ。）。

- 2 大学院の課程（大学院入学前に臨床研修を修了した者が在学するものを除く。）を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受

け、かつ、その期間を含めて貸与期間の $\frac{2}{3}$ に相当する期間医師の業務に従事したとき。

3 大学院の課程（大学院入学前に臨床研修を修了した者が在学するものに限る。）を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、貸与期間の $\frac{2}{3}$ に相当する期間医師の業務に従事したとき。

4 大学の課程（鳥取大学医学部に在学する者のうち島根県卒として入学した者が在学するものに限る。）を修了した日の属する月の翌月の初日から12年（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事する

		<p>ことができなかつた期間を除く。)を経過する日までの間に、指定医療機関において6年間医師の業務に従事(特定地域医療機関において3年以上医師の業務に従事した場合に限る。)したとき。</p> <p>5 前各号に規定する従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p>	
		<p>6 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の前日に貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金に

については、なお従前の例による。